

総社市昭和住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市昭和住宅条例の一部を改正する条例

総社市昭和住宅条例（令和3年総社市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(名称, 位置及び戸数) 第2条 住宅の名称, 位置及び戸数は, 次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 戸数 <u>26戸</u></p>	<p>(名称, 位置及び戸数) 第2条 住宅の名称, 位置及び戸数は, 次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 戸数 <u>14戸</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和6年4月1日から施行する。  
(総社市昭和地区復興住宅条例の廃止)
- 2 総社市昭和地区復興住宅条例（令和2年総社市条例第24号）は, 廃止する。